

阪南市生ごみ等減量化容器貸与要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生ごみ等の減量と清掃に対する市民意識の向上を図るため、家庭内から排出される生ごみ等を自家処理する生ごみ等減量化容器（以下「容器」という。）の無償貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与対象者)

第2条 容器の貸与対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、居住している場所等に容器を設置することができる者
- (2) 過去に容器の貸与を受けたことがない者又は過去に容器の貸与を受けた時から10年間を経過した者

(貸与数)

第3条 容器の貸与数は、1世帯につき1台とする。

(貸与申請)

第4条 容器の貸与を受けようとする者は、生ごみ等減量化容器貸与申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を、市長に提出しなければならない。

(貸与の決定及び通知)

第5条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、当該申請書の内容を審査し、適否を決定の上、その結果を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、生ごみ等減量化容器貸与決定・却下通知書（様式第2号）により行うものとする。

(使用状況の調査)

第6条 市長は、容器の使用状況について、必要により調査することができる。

できる。

2 前項の場合において、使用者は、これに協力しなければならない。

(決定の取消し)

第7条 市長は、虚偽の申請若しくは不正な手段により容器の貸与を受けたとき又は第6条の規定による調査を拒否したときは、容器の貸与の決定を取り消すものとする。

(容器の返還)

第8条 市長は、前条の規定により容器の貸与の決定を取り消したときは、使用者に容器の返還を求めるものとする。

2 前項の規定により容器の返還を求められた使用者は、直ちに市長に容器を返還しなければならない。

3 使用者は、貸与した容器が不要になったときは、市長に返還しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、容器の貸与に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、生ごみ堆肥化容器貸し出し台帳によりなされた容器の貸与については、この要綱に基づき決定がなされたものとみなし、改めて容器を貸与する場合にあっては、貸与期間を通算の上、その適否を決定するものとする。

様式第1号(第4条関係)

生ごみ等減量化容器貸与申請書

年 月 日

阪南市長 様

申請者

住 所 :

氏 名 :

電話番号 :

(世帯主住所 :)

(世帯主氏名 :)

(世帯主電話番号 :)

生ごみ等の減量化のため、生ごみ等減量化容器の貸与を受けたいので、阪南市生ごみ等減量化容器貸与要綱第4条の規定により申請します。

○ 使用開始希望日

年 月 日

確 認 事 項		確認者
窓 口 確 認	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他 ()	

1. 下記の者でない場合は、委任状を提出してください。

(1) 申請者が、世帯主本人ではない者

(2) 申請者が、世帯主本人と同一世帯の者でない者

2. 世帯の状況について調査することについて、同意をお願いします。

※【 世帯の状況について調査することについて、同意します。】

様式第2号(第5条関係)

生ごみ等減量化容器貸与決定・却下通知書

年 月 日

住 所：

世帯主氏名： 様

阪南市長



年 月 日付けで申請のあった、生ごみ等減量化容器の貸与について、
決定・却下しましたので、阪南市生ごみ等減量化容器貸与要綱第5条第2項の規定に
より、次のとおり通知します。

貸与決定

貸与日	年 月 日
-----	-------

貸与却下

却下理由	
------	--